地域の誇り！　未来の産業を育てる
～ひと、まち、自然が調和するまち・おこっぺ～

広報おこっぺ

2020年7月号
No.706

焦　点

興部町新型コロナウイルス感染症支援関係のお知らせ
株式会社柳原建設よりマスクをいただきました

はまなす幼稚園プップの毛刈り

興部町 新型コロナウイルス感染症支援関係のお知らせ

以前、町からのお知らせや別刷りチラシなどでお知らせしたものを掲載しています。

特別定額給付金（申請期間：8月18日㈫まで）

給付対象は、令和２年４月27日において興部町に住民基本台帳に登載されている方で、受給できる方は対象者の属する世帯主です。給付額は国民一人当たり10万円です。

給付金の受け取りには申請が必要です。申請書は５月中旬に発送しています。

忘れずに申請してください。

●給付金の申請および給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付は原則として申請者（世帯主）本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

①郵送申請方式

②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者）

●給付金に関するお問合せ先
特別定額給付金担当（企画財政課）
TEL ８２－２１３２

「国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」傷病手当金の支給

国民健康保険被保険者または後期高齢者医療費被保険者の方が、感染または感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間において傷病手当金の支給を行います。

●支給となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の連続した３か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額を、就労日数で割った金額の３分の２に支給対象となる日数を乗じた額

※１日当たりの支給額の上限があります。

●適用期間

令和２年１月１日から令和２年９月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし入院が継続する場合等は、最長１年６ヶ月まで）

●申請方法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、必ず事前にお電話でご相談ください。

●傷病手当に関するお問合せ先
福祉保健総合センター　介護支援課　保険医療係
TEL ８２－４１４０

「介護保険料」と「後期高齢者医療保険料」の減免制度

一定程度の収入が減収した方は、介護保険料と後期高齢者医療保険料が申請により減免となる場合があります。

●減免対象　・介護保険料（65 歳以上の方）　・後期高齢者医療保険料

●減免の対象となる「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」

令和元年度および令和２年度分の介護保険料（後期高齢者医療保険料）で、令和２年２月１日から令和３年３月 31 日までの間に納期限があるもの

●減免制度には申請が必要ですので、対象者は電話でご相談ください

●減免制度に関するお問合せ
福祉保健総合センター　介護支援課　保険医療係
TEL ８２－４１４０

徴収猶予の「特例制度」

事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

●対象となる方

①令和２年２月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20% 以上減少していること
②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

●対象となる地方税

令和２年２月１日から令和３年１月 31 日までに納期限が来る「個人住民税」「地方法人二税」「固定資産税」などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。詳しくはお問合せください。

●徴収猶予の特例制度に関するお問合せ
住民課　税務係
TEL ８２－２１６４

国民健康保険減免の対象

次の要件を満たす方は、保険税が減免となります

●保険税の減免の対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方　➡　保険税を全額免除
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方　➡　保険税の一部を減額

●ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、お問合せください

●国民健康保険減免の対象に関するお問合せ
住民課　税務係
TEL ８２－２１６４

衛生対策支援助成金

町民が安心して買い物等ができるように、感染症対策を実施する事業者の支援を実施します。取り組みに対し最大 15 万円助成します。

申請期間は 7 月 31 日㈮までです。

●対象者

①町内で事業を営む個人事業主および法人
②町が定める感染予防対策を 4 項目以上実施する事業者
③感染予防の取り組みを令和 3 年 3 月 31 日まで継続して実施する事業者

●助成額

4 項目実施　10 万円
4 項目以上　1 項目につき 1 万円追加　} 合わせて最大 15 万円

※申請書を書いて興部町商工会へ提出してください。
※申請書は、役場 2 階　産業振興課、沙留出張所、興部町商工会、興部町 HP で配布しています。

●お問合せ
産業振興課　商工観光係
TEL ８２－２１３４

経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し一律 20 万円給付します。

申請期間は 7 月 31 日㈮までです。

●対象者

①北海道が実施した休業要請および適切な感染防止対策の協力要請の対象となった町内事業所で、町が定める事業を営む個人事業主で町内に住所を有する者。
もしくは法人では町内に本社を有する者。
②令和 2 年 3 月から 6 月までの期間のうち、1 ヶ月間の売上が前年同月と比べて 20% 以上減少した事業者。
③令和 2 年 3 月 31 日以前に開業しており、営業実態がある事業者。
（今後も営業継続の意思があること。）

●給付額　20 万円

※申請書を書いて興部町商工会へ提出してください。
※申請書は、役場 2 階　産業振興課、沙留出張所、興部町商工会、興部町 HP で配布しています。

●お問合せ
産業振興課　商工観光係
TEL ８２－２１３４

株式会社 柳原建設より マスクをいただきました

6月1日、株式会社柳原建設の社長が来庁し、新型コロナウイルス感染拡大防止に役立ててほしいと、マスク 20,000 枚を町に寄贈されました。

裕町長は「これからに備え、とてもありがたい。」と伝えると、柳原社長は「少しでも町の役に立てれば嬉しいです。」と感想を述べられました。

株式会社柳原建設のご厚情に感謝いたしますとともに、厚くお礼申し上げます。

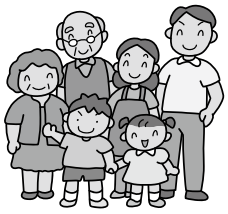

町税納期のお知らせ

今月は、固定資産税 2期（納期限　令和２年７月31日）と
国民健康保険税 1期（納期限　令和２年７月31日）の納期です。
※国民健康保険税の納付書は、７月中旬にお届けいたします。

□町税を納期内に納入できない事情のある方は、住民課税務係に相談下さい。

□納期限を過ぎても町税が納入されないときは、地方税法に基づき督促状を送付します。
※督促状送付後 14 日間程度、納付または連絡のない場合は、納税の誠意なきものとして、国税徴収法および地方税法に基づき、財産調査の上、差し押さえる場合があります。

□固定資産の異動、特に家屋の新築や取り壊しがあった場合や軽自動車に異動があった場合は速やかに届出をして下さい。
※町税に関する問合せは、住民課税務係へ（TEL 82 － 2164）

□国民健康保険への加入、脱退の異動手続は、２週間以内に行ってください。
※手続きに関する問合せは、介護支援課保険医療係へ（TEL 82 － 4140）

□たばこ税は、私たちが購入するたばこの代金に含まれており、そのうち町たばこ税は購入した販売店のある町の収入となります。たばこ税は町の貴重な収入財源となっておりますので、ぜひ町内でたばこをお買い求めいただきますようお願いいたします。
※喫煙者の皆様には、喫煙マナーの向上にご協力ください。

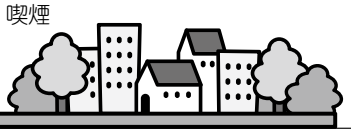

町長日誌 祝No.200

町長日誌の第 200 号です。町長が日頃町民の皆さんと話し合ったことや色々な出来事を町長自ら書いたものです。町民皆さんのご意見・ご要望・ご感想をお待ちしています。

6月16日㈫　PM３：00

この「町長日誌」も皆様からご愛読を頂き今回が200 回目となりました。平成 15 年の広報９月号に第１回を掲載してから 16 年 10 ヶ月が経ちます。実は平成 24 年の４・５月の２回だけ手術入院のため休載しましたので、今回が 200 回目となりました。そこで、今回は 200 回を記念してこれまでの節目の時に何を書いていたか振り返ってみたいと思います。

１回目は平成 15 年８月 13 日に書いたもので、町長就任後の挨拶回りや国土交通省河川局長に就任された清治真人さん（興部町出身）とお会いしたこと、紋別市が主導していた合併研究会のことなどが書かれてありました。実は、この日誌を始めたのは当時ニセコ町長の逢坂さんが職員向けの「町長日記」というブログを毎日書いていたのがきっかけでした。全道の役場職員はじめ多くの皆さんがこのブログを見ていたと思います。私はとても毎日書き込む自信がありませんでしたので、町民の皆さんに町政や町長の仕事を解り易く理解してもらおうと月１回「日誌」として書き始めたのでした。

50 回目は、平成 19 年 10 月号で、９月 17 日に書きました。この年は大干ばつで雨が降らず、９月に入って水道水源である宇津川からの取水が困難になり興部川から原水を汲み上げました。９月 10 日は興部神社例大祭でしたが台風９号が北海道に上陸し大雨のため神輿の渡御も出来ない荒れ模様でしたが、そのお陰で水源の水量は復旧し、正に恵みの雨となったのでした。また８月 31 日に元町長安藤正雄さんがお亡くなりになり沙留公民館で町葬を執り行いました。

100 回目は、平成 24 年１月号で前年の 12 月 21 日に書いています。北朝鮮の金正日総書記が亡くなったというニュースが飛び込んできました。国内では平成21年９月に民主党が政権を取ってから鳩山、菅そして野田と３人目の総理大臣です。第一次安倍総理から９年間で７人総理大臣が変わったのでした。当時の日誌にはＮＨＫホールで聴いた「野田総理の挨拶が心に響かなかった」と書いてありました。野田総理が退任したのはこの１年後で、同時に民主党政権が終幕し、今の安倍総理が再登板し今に続く長期政権となるのです。

150 回目は、平成 28 年５月号で４月 17 日に書いています。この年は春の吹雪もなく雪解けも早く穏やかな春でした。27・28 年の２ケ年で北興バイオガスプラント建設工事、さらには長年の懸案であった沙留漁港東防波堤（赤灯台）の沖だし拡張工事決定の知らせが届いた時でした。合併して４年が経過した北オホーツク農協は販売額約 117 億円と過去最高となり合併を主導された眞坂組合長が勇退されました。その農協総会の前日４月 14 日に「熊本地震」が発生したのです。熊本城が崩落し多くの犠牲者が出ましたが、未だに復興の途中であることを私たちは忘れてはなりません。

１・50・100・150 回の日誌を振り返ってみましたが、政権は自民から民主そして自民へと移り、一強を誇っていた安倍政権もここにきて支持率が急落しています。平成の合併で揺れた自治体も結果としてそんなに大差の無い行政運営が行われています。労働環境が厳しく３Ｋと言われた酪農は乳価が 35 円も引き上げられＴＰＰ対策が追い風となり北海道農業の大黒柱となりました。道内の水産業を支えてきたサケは不漁が続き水産大国と言われた北海道の水揚げは激減しています。唯一支えるホタテもコロナの影響から価格の下落が心配です。ちょっと前までは「インバウンド観光」が北海道振興の旗頭の様に言われていましたが、目に見えないウイルスにあっという間に立ち直れないほどの打撃を受けています。全く手前味噌な話ですがこの町長日誌を振り返ってみるとそんな時代の変化が見えてくると感じました。

これからも広報担当からストップがかからない限り、町民の皆様にこの日誌を通して行政の事や皆様からのご意見などを書いていきたいと思います。

では、また。

お便りをいただく場合は、適当な便箋等を封筒など（使い古しのもので構いません）に入れ、封をして、町役場窓口か、お知り合いの町職員にお渡し願います。町長のみ開封とし、お返事をさせていただきます。不明な点は、総務課総務厚生係まで。℡８２・２１３１です。

飲むヨーグルトの無料配布

北オホーツク農業協同組合より、新型コロナウイルス感染症予防対策として、町内の医療従事者や、入院患者等の免疫力を上げるため、5月7日から6月5日までの22日間、毎日170個、各施設に飲むヨーグルトが無料配布されました。

配布されたのは、興部町国民健康保険病院、社協デイサービスセンター、生活支援ハウス、高齢者下宿、ぬくまーる、社協ヘルパー、わたぼうしヘルパーの7事業所です。

社会福祉協議会デイサービスセンターの従事者に話を聞くと、『いつもの牛乳よりヨーグルトをよく飲みますね。』と話してくれました。

はまなす幼稚園の園児がマスの稚魚を放流

5月15日、はまなす幼稚園の園児が興部川下流でマスの稚魚を放流しました。

今年は新型コロナウイルス感染症予防の関係で全国に非常事態宣言が出されていることから、各組ごとに分かれての集合時間となりました。

先生にプラコップ等に入れてもらった小さいマスの稚魚を、園児たちはおそるおそる川に放流し、「大きくなって戻って来てね～！」「バイバ～イ！」と川の中に放たれた泳ぐ稚魚に手を振り見送りました。

はまなす幼稚園で羊の毛刈りが行われました

5月25日、はまなす幼稚園で飼育されている羊の「プップ」の毛刈りが行われました。

プップはまだ1歳で毛刈りは初体験でした。前の日からご飯を食べていないプップは「メェーメェー」と鳴いていましたが、なだめながら園児たちに毛を刈られました。

2時間ほどでカットも終わり、夏仕様に変身したプップはとてもスッキリとした姿になっていました。

道路を花いっぱいに！

6月4日から6日にかけて、道路を花で美しくしようと、栄橋や東1号通りなどの道路脇の花壇に、二種類の植栽（マリーゴールドとサルビア）が地域の方々のボランティアにより行われました。

それぞれの自治会では、ひとつひとつ丁寧に花の苗を植えていき、沿道は黄色と赤の綺麗な花でいっぱいになりました。

【花植えに参加していただいた皆さん】

- 緑ヶ丘自治会
- 泉町自治会
- 栄町自治会
- 興部警察署
- 旭町自治会
- 役場職員互助会

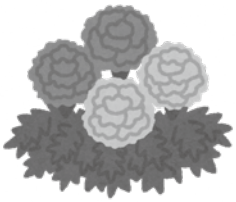

興部町立興部中学校

〒098−1600
北海道紋別郡興部町字興部104番地の1
TEL　0158-82-2063　　FAX　0158-82-3223
校　長　　岸　　澄美子

【学級数】6学級　　【教職員数】19名
【生徒数】79名（1年20名　2年35名　3年24名）

興部中学校 第３回入学式

本校の教育目標

「主体的に学び、心豊かに、たくましく生きる生徒の育成」

◎判断の根拠や理由を明確にし、自分の考えを述べることができる生徒の育成
◎自律した人間として他者とともにより良く生きることができる生徒の育成
◎必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる生徒の育成

【教育活動・取り組みから】

新入生を迎える会

さるる海水浴場 海浜清掃

水泳授業

月	主　な　行　事
4	始業式・入学式　新入生歓迎会 ＰＴＡ総会（紙面）
5	教育相談
6	教育相談　歯科検診　内科検診　尿検査 家庭訪問
7	参観日　水泳授業　定期テスト 海浜清掃
8	終業式　学習サポート 始業式　学力テスト　宿泊研修（2年）
9	修学旅行（3年）　学力テスト（3年） 生徒会役員選挙　定期テスト
10	興中祭　学力テスト（3年）
11	参観日　高校説明会　学力テスト　教育相談 生徒総会　定期テスト　三者面談（3年）
12	終業式　学習サポート
1	始業式　スキー授業 学年末テスト（3年）
2	スキー授業　学年末テスト（1･2年） 公立高校推薦入試　私立・高専一般入試 学力テスト　参観日
3	卒業生を送る会　公立高校一般入試 卒業証書授与式　修了式

※本年度、残念ではありますが新型コロナウィルス感染症の影響のため運動会 中体連大会 吹奏楽コンクール 牛乳の里マラソン大会 全国学力学習状況調査は中止となりました。

相談センター「ふくろう」より ～仕事や健康、お金でお困りの方へ～

北海道では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活上の困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、自立支援に関する相談業務を「相談センターふくろう」に委託し、定期的に相談会を行っています。

「ふくろう」では仕事・お金・生活・病気などでお困りの方や、どこに相談して良いかわからないなどの困りごとに対して、どうしたら良いか一緒に考えていきます。

相談は無料で秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。また、ご利用の際にはご予約ください。

◎日時　7月8日㈬
　11：00～12：00
◎場所
　福祉保健総合センター「きらり」
◎申込先
　オホーツク相談センター　ふくろう
　TEL 0157・25・3110

第70回 社会を明るくする運動

〝社会を明るくする運動〟は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

■強化月間
　7月を〝社会を明るくする運動〟～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とします。

■行動目標
①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その人たちの立ち直りを支えること

■重点事項
①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
②保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
③犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

■組織
　この運動の実施と推進にあたるため、紋別地区保護司会興部支部では次のような取組みを行います。

○社明旗設置　役場庁舎、沙留公民館　7月中

国保の被保険者証の更新について

（※ 75 歳未満の「興部町国民健康保険」の方が該当となります。）

○　現在、お持ちの被保険者証の、有効期間が令和２年７月 31 日までとなっておりますので、令和２年８月１日からの被保険者証につきましては、７月に簡易書留にて郵送いたします。

国保加入者に転出手続きをされた学生がいる場合

○　４月より進学のため町外に転出された国保加入者がいる場合、必要な手続きがありますので、必ず「きらり」へ連絡をお願いいたします。手続きの際に、「就学証明書」または「学生証」の写しが必要となります。
（年度途中で退学したときは国保の喪失手続きが必要となります。）

限度額適用認定証の発行について

○　入院される際に、病院より「役場で高額医療費の手続きをしてきて下さい。」と言われる場合がありますが、その際に役場で発行する証が限度額適用認定証になります。

○　限度額適用認定証とは、世帯ごとに所得により決まっている医療費支払限度額を確認するものであり、年齢や世帯の所得、住民税の課税状況などで区分されます。また、入院時の食事代にも影響しますので、入院される際は必ず手続きを行って下さい。（世帯の所得等により限度額適用認定証が発行されない場合もあります。）

○　また、現在限度額適用認定証をお持ちの方は、有効期間が令和２年７月 31 日までとなっております。令和２年８月１日からの認定証が必要な方は、再度申請が必要になります。

お問い合わせ先
興部町福祉保健総合センター「きらり」
介護支援課　保険医療係
Tel　0158-82-4140

令和２年度

重度心身障がい者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業 子ども医療費助成事業の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和２年７月31日となっており、更新時には、「前年の所得に基づく所得制限」等の審査をした後、受給資格のある方に新しい受給者証を郵送します。下記に該当されている方で、まだ受給者証をお持ちでない方は、初回のみ申請が必要です。

※申請に必要な物～印鑑・健康保険証・１月１日以降に転入された方のみ前年の所得が確認できる所得課税証明書（所得額・所得控除額・扶養人数・課税内容の記載のあるもの）

＜重度心身障がい者医療給付事業およびひとり親家庭等医療給付事業＞

☆令和２年８月１日から変わります☆

重度心身障害者医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証と子ども医療費受給者証を併用して医療費の助成を受けていた方は、令和２年８月１日からは、子ども医療費受給者証との併用の必要がなくなります。

	受給者証の色	対象となる方	自己負担額		１カ月の自己負担上限額
			町民税非課税世帯	町民税課税世帯	
重度心身障がい者医療給付事業	緑 色	●１級、２級または３級の身体障害者手帳をお持ちの方 ●療育手帳または１級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	初診時一部負担金 ・医科　580円 ・歯科　510円 ・柔道整復　270円	１割負担 （18歳に達する日以後の最初の３月31日までの子どもは初診時一部負担金）	通院 18,000円（個人） 入院 57,600円（世帯）
ひとり親家庭等医療給付事業	黄 色	●ひとり親家庭の18歳未満の子を扶養されている母または父とその子（18歳に達する年度の末日の翌日から20歳に達する月の末日までの子を扶養されている母または父とその子）			

＜子ども医療費助成事業＞

	受給者証の色	対象となる方	自己負担額
子ども医療費助成事業	オレンジ色	●興部町に住所のある高校卒業年度までのお子さん（18歳に達する日以後の最初の３月31日まで）	初診時一部負担金 ・医科　580円　・歯科　510円 ・柔道整復　270円

＜受給者証の使用方法＞

●道内の保険医療機関等で使用できますので健康保険証と一緒に提示してください
●薬の容器代、紙おむつ、文書料などや保険外診療、入院時の食事にかかる費用の自己負担分は、助成の対象となりません。また、高額療養費や家族附加給付金など健康保険組合等から支給された場合は、ご連絡ください。
●次に該当する場合は、「きらり」介護支援課保険医療係まで申請が必要です。
・受給者証を提示しなかった場合。
・道外の受診で助成が受けられなかった場合。
（申請に必要なもの～保険医療機関等で支払った領収書・印鑑・受給者証・振込み先の通帳）

＜日本スポーツ振興センター保険の支給に該当する場合＞

学校等の管理下での負傷または疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、重度心身障がい者医療給付事業およびひとり親家庭等医療給付事業、子ども医療費助成事業の対象となりません。

保険医療機関等では、受給者証を使わず、医療費の自己負担額（小学校就学前児は２割、小学校１年生以上は３割）をお支払いしていただき、学校等を通して災害共済給付金を請求してください。

◆申請およびお問い合わせ先

福祉保健総合センター「きらり」　介護支援課　保険医療係　TEL 82-4140

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和２年度の保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について

■７月に保険料額をお知らせします■

令和２年度の保険料につきましては、７月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割		所得割		1年間の保険料
【1人当たりの額】 52,048円	＋	【本人の所得に応じた額】 （令和元年中の所得－33万円）×10.98%	＝	【限度額64万円】 （100円未満切捨）

○　１年間の保険料の上限額は、令和２年度は64万円になります。
○　年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※　「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆保険料の軽減

①　均等割の軽減（年額）

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
●昭和30年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 （世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合			
	本則	元年度	２年度	３年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし （年金収入の場合80万円以下）	７割	８割	**７割**	
33万円以下		8.5割	**7.75割**	７割
33万円＋（28万５千円×被保険者数）以下	５割	**５割**		
33万円＋（52万円×被保険者数）以下	２割	**２割**		

※　令和２年度から、均等割５割軽減・２割軽減の軽減判定所得が拡充されました。
　　令和２年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、８割軽減から７割軽減に変更になりました。

②　被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ**均等割が５割軽減**となります。（52,048円→26,024円）

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、興部町介護支援課　保険医療係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は興部町介護支援課保険医療係へお申し出ください。
（お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印）

●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
●税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

■保険証が新しくなります（橙色→水色）■

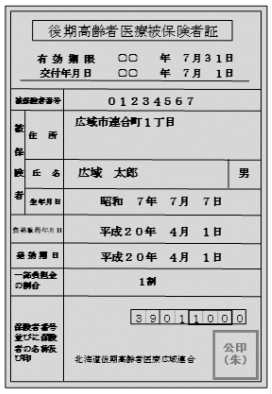

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和２年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和３年７月31日です。
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、興部町介護支援課保険医療係までお申し出ください。

新しい保険証は 水色 です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）■

現在ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が令和２年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は７月中に減額認定証および限度証を交付しますので、８月１日からは黄色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、興部町介護支援課保険医療係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく１年間です。

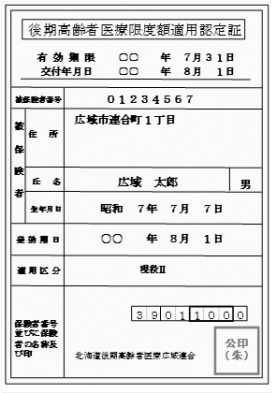

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方	
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方	
	○世帯全員の所得が０円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）	
	○老齢福祉年金を受給されている方	

◆限度証の交付対象…次の３区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および減額証は 黄色 です

お問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南２条西14丁目国保会館６階
Tel　011-290-5601

興部町福祉保健総合センター「きらり」
介護支援課　保険医療係
Tel　0158-82-4140

令和2年度全国安全週間が実施されます

今年度は、**エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減**をスローガンに6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

この機会にそれぞれの職場において、トップから第一線の現場に至るまで日頃の安全活動を点検し、その取組を前進させましょう。

あなたの遺言書を法務局でお預かりします

～令和2年7月10日㈮自筆証書遺言書保管制度開始～

◆電話によるお問合せ
旭川地方法務局紋別支局
TEL 0158・23・2521
平日の午前8時30分から午後5時15分まで
（年末年始・祝日を除く。）

◆オンライン予約
（7月1日から開始）
法務局手続案内予約サービス
https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/

◆手続の詳細
法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

知ってますか？道の「苦情審査委員」制度

○道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

○皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

○皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。
↓道トップページの「総合案内」の道政相談等の窓口
↓「2苦情審査委員の窓口」の道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ
↓4苦情申立てについて
（申立書はこちら）

④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。
また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

⑤問い合わせ先
・北海道総合政策部知事室
道政相談センター
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011・204・5523（直通）
FAX 011・241・8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
・各総合振興局（振興局）
総務課

北海道みんなの日（愛称：道みんの日）

◎1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称、「道みんの日」です。

◎「道みんの日」は、北海道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、これからの北海道を考える日として、平成29年に制定されました。

◎この日をきっかけに、道民の皆様には、北海道に愛着や誇りを持っていただき、道外から訪れる方、本道にゆかりのある方に、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。

海上保安学校学生採用試験

【受付期間】　インターネット：7月21日㈫～7月30日㈭
郵送・持参　：7月21日㈫～7月22日㈬

【試験課程】　船舶運航システム課程（航海・機関・主計コース）・情報システム課程・管制課程・航空課程・海洋科学課程

【試験日程】　第一次試験　：9月27日㈰
第一次試験合格発表：10月14日㈬
第二次試験　：10月20日㈫～10月29日㈭の指定する日
最終合格発表　：11月25日㈬　※航空課程のみ令和3年1月21日㈭

【受験資格】　令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者および令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等

【採用(入学)】　令和3年4月

【採用されると】　海上保安学校（京都府舞鶴市）に入学し、1年間（情報システム課程・管制課程は2年間）で、海上保安業務に必要な知識および技能を学びます。
入学と同時に国家公務員として採用され、給与（月額約15万円）やボーナス（年2回）が支給されるほか、国土交通省共済組合員として各種福利厚生の給付などが受けられます。
また、入学金や授業料が不要です。

◆なお、コロナウイルス感染症の影響により日程が変更される場合がありますので、詳細につきましては、海上保安庁ＨＰのご確認、または紋別海上保安部までお問い合わせください。

【採用情報サイトのアドレスおよびＱＲコード】
https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/admission/

【お問い合わせ】　紋別海上保安部管理課（TEL：0158−23−0118）

『サマージャンボ宝くじ』と『サマージャンボミニ』が7月14日㈫から全国で2種類同時に発売されます

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円

【サマージャンボ宝くじ】

1等	5億円×	21本（発売総額630億円・21ユニットの場合）
前後賞各	1億円×	42本（発売総額630億円・21ユニットの場合）
組違い賞各	10万円×2,079本	（発売総額630億円・21ユニットの場合）
2等	1,000万円×	42本（発売総額630億円・21ユニットの場合）
3等	100万円×	630本（発売総額630億円・21ユニットの場合）

【サマージャンボミニ】

1等	1,000万円×	80本（発売総額240億円・8ユニットの場合）
2等	5万円×	3,200本（発売総額240億円・8ユニットの場合）
3等	1万円×800,000本	（発売総額240億円・8ユニットの場合）

○この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
○発売期間は令和2年7月14日㈫から8月14日㈮まで。
○抽せん日は令和2年8月21日㈮
○支払開始日は令和2年8月26日㈬
○昨年のサマージャンボ宝くじ（第800回全国自治宝くじ）およびサマージャンボミニ（第801回全国自治宝くじ）の時効〔令和2年8月18日㈫〕が迫っておりますのでお忘れなく。

警察署からのお知らせ

1　令和２年度第２回北海道警察官採用試験

北海道警察官募集中「ここからつながる、未来のために。」

- 採用予定人員　420 名程度　男性Ａ区分 160 名程度、男性Ｂ区分 155 名程度
  女性Ａ区分　50 名程度、女性Ｂ区分　55 名程度
- 受 付 期 間　7月１日㈬～８月 21 日㈮
- 第一次試験日　9月 21 日（月・祝）
- 第二次試験日　10 月下旬から 11 月中旬

○誰かの役に立ちたい、そんな思いを持っている方をお待ちしています。
悪は許せない、困っている人を助けたい、北海道のために働きたい、そんな思いを持っている方々、私たちと一緒に働きませんか。

○あなたの個性を存分に生かせるフィールドがあります。
警察官という仕事にはたくさんの任務と役割があります。交番勤務や刑事、鑑識、白バイ、サイバー犯罪捜査、機動隊、音楽隊など……。
一人ひとりの個性が、その役割を果たす力となります。

○ワークライフバランスを重視！
仕事のやりがいだけではなく、私生活の充実も大切にしている組織です。休暇制度や育児・介護に関する制度も整備されており、仕事も私生活も充実させたい、北海道警察はそんなあなたにぴったりの組織です。

○お問合せは、興部警察署 0158-82-2110 までお気軽にお電話ください！

2　水難事故を防ぐために

○釣りをする時は、必ず救命胴衣を着用しましょう。
高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸辺などには近づかず、安全な場所で行いましょう。

○子供から目を離さないようにしましょう。
波の力で倒れたり、沖に流されたりする危険があります。
保護者の方は、水辺で遊ぶ子供から目を離さず、近くにいるようにしましょう。

○指定された遊泳区域内で、泳ぎましょう。
遊泳禁止区域では、急な深み等があり多くの危険が潜んでいます。
潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。

興部町商工会より

6月分の 買夢（カム）バック賞 抽選結果のお知らせ

（興部町商工会共通商品券 5,000円分×10本）の当選番号は・・・

No.48、No.97、No.124、No.127、No.144、No.238、No.247、No.269、No.276、No.282 です。

※当選された方は抽選券半券をご持参の上、商工会にお立ち寄りください。
次回（７月分）も抽選を行いますので、この機会に商品券をご利用ください。

◎興部町商工会　興部町旭町（地域産業振興センター内）　TEL８２－２２１７

国民年金

国民年金の産前産後期間の保険料免除制度!

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」において、①国民年金の被保険者が出産を行った際には、その出産前後の一定期間の保険料については納付することを要しない。②当該期間を保険料納付期間に算入するとされています。

◆ 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から４か月間の国民年金保険料が免除されます。

例えば、令和２年７月に出産予定の場合、令和２年６月～令和２年９月分の保険料が免除となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

◆ 産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※産前産後免除期間は、付加保険料は納付することが可能です。

◆ 対 象 者

国民年金第１号被保険者

◆ 届出期間

出産予定日の６か月前から届出可能ですので、速やかに届出してください。

また、出産後に届出することもできます。（この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの４か月間となります。）

◆ 届 出 先

お住いの市（区）役所または市町村役場の国民年金担当窓口（日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードできます。）

届出の際には、以下の書類をご用意ください

●添付書類について　出産前に届出する場合：母子健康手帳など
出産後に届出する場合：市区町村で出産日等が確認できる場合には、不要
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

●個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
①マイナンバーが確認できる書類:通知カード（現住所等が記載されているもの）、個人番号の表示がある住民票の写し等　②身元確認書類：運転免許証、在留カードなど

【問い合わせ先】　北見年金事務所　国民年金課　（TEL　０１５７－２５－９６３５）
役場住民課　戸籍年金係　（TEL　８２－２１６４）

★国民年金保険料は納付期限までに納めましょう★

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、また、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方（注１）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

（注１）納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

8月の年金事務相談所の開設日程

●日　時　８月５日㈬ 午後１時～午後５時
６日㈭ 午前９時～午後２時30分
●場　所　紋別市民会館（紋別市潮見町１丁目）

※お客様の相談時間を十分確保するため、完全予約制となります。相談予約は電話により相談開設日の1ヶ月前から受付します。電話予約受付番号0157−33−6007（自動音声案内1→2）（北見年金事務所）

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

7月の行事

14日㈫	戦没者追悼式
16日㈭	海上安全祈願祭
16日㈭～17日㈮	エキノコックス症検診
28日㈫	乳幼児相談
30日㈭	乳幼児健康診査

※新型コロナウイルス感染症の関係により中止または延期になる場合がありますのでご了承ください。

ご結婚おめでとう

夫婦の氏名	住　所
須田　裕史	東　町
舘山留美子	元　町

ご出産おめでとう

出生児名	親の名	住　所
◎女の子		
工藤真陽凪（まひな）	匡　恭 舞　海	元　町

お悔やみ申し上げます

死亡者氏名	年齢	住　所
吉田　モト	86	新泉町
佐々木忠行	72	本　町

◆町内に住所があり、町外に届出書（出生届・婚姻届・死亡届）を提出した方で、慶弔欄に掲載希望をされる方は、下記までご連絡ください。

◎役場総務課　広報広聴係
TEL　８２―２１３１まで

～ 編集後記 ～

先月はずっと曇りだったり雨が降ったりしていましたね。北海道にも梅雨があるのでは？　と錯覚してしまいそうになります。７月は少しでも晴れ間が見えるといいですね。

（磯口）

●人のうごき

５月末現在

人　口	3,777	（前月比）	（－ 8）
男	1,846		（－ 2）
女	1,931		（－ 6）
世帯数	1,822		（－ 5）

ご寄附のお礼

▷栄町　伊藤敏子さんより亡夫（故伊藤金司さん）の香典返しを廃して
　栄町自治会へ
　社会福祉協議会へ

▷新泉町　山端三津吉さんより亡義母（故吉田モトさん）の香典返しを廃して
　北興老人クラブへ
　社会福祉協議会へ
　社協デイサービスセンターへ

▷本町　佐々木美智子さんより亡夫（故佐々木忠行さん）の香典返しを廃して
　本町自治会へ
　社会福祉協議会へ
　興部町剣道連盟へ

▷本町　菊地春子さんより離町のため
　興部町へ
　本町自治会へ
　社協デイサービスセンターへ

▷新町　金子荘太郎さん・寿美子さんより日頃からお世話になっているため
　興部町へ
　北興自治会へ

▷ふるさと応援寄附として
　５月は 155 名の方から応援いただきました。

ご寄附ありがとうございました。

興部町ホームページ　https://www.town.okoppe.lg.jp/

発行／令和２年７月　北海道紋別郡興部町役場
編集／総務課広報広聴係　印刷／㈱ソーゴー